○デジタル庁

二〇　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　二一　268　九九

二一　〃　二六　271　六〇

○デジタル庁、総務省

四四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二一　268　一〇〇

四五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二一　268　一〇一

四六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二六　271　六二

四七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二六　271　六四

○デジタル庁、法務省

六　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　五　三

○復　興　庁

一二―二四　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　一八　二

○総　務　省

四〇四　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する告示　一　252　三五

四〇五　基幹放送普及計画の一部を変更する告示　一　252　三六

四〇六　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　六　255　一九

四〇七　電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件　七　一

四〇八　電気通信事業法施行規則第五十八条第二項第一号の規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件　七　256　四

四〇九　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　八　257　二二

四一〇　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　一三　260　二一

四一一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　一三　260　二三

四一二　市町の境界変更の件　一五　二三

四一三　市の境界変更の件　一五　五

四一四　危険物の規制に関する規則第七条の五の規定により総務大臣が定める方法の一部を改正する件　一五　五

四一五　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　一五　263　四〇

四一六　特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定する件　一八　三

四一七　電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件　一九　266　一五

四一八　計算担当機関の指定に関する件　二一　三

四一九　予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示　二一　三

四二〇　衛星非常用位置指示無線標識の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件の一部を改正する件　二二　269　五五

四二一　衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二二　269　五六

四二二　設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二二　269　五七

四二三　捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二二　269　五七

四二四　周波数割当計画の一部を変更する件　二二　269　五八

四二五　小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二二　269　五九

四二六　無線設備規則第四十九条の二十第四号ヲの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二二　269　六〇